重要事項説明書

1 事業の目的及び運営の方針

(1)事業の目的 指定居宅介護支援事業所として法人の福祉理念に基づくとともに、介護保険法の理念に沿い介護支援専門員(ケアマネジャー)が、利用者および家族等のニーズを尊重した介護サービス計画(ケアプラン)の作成の代行業務を行うものです。

(2) 運営方針 併設の指定介護老人福祉施設(そせい苑・まどか・まどかⅡ番館)・指定短期入所生活介護施設(そせい苑・まどか)・指定通所介護事業所(そせい苑)・指定認知症対応共同生活介護(まどかⅡ番館)と共に介護保険に対応した介護サービスを提供する拠点ともなろうとするものです。

2 事業所の指定番号及びサービス提供地域

事	業	所	名	そせい苑ケアプランセンター
所	在	Ē	地	京都市伏見区下鳥羽南円面田町122番地
電話	・ファ	クシミ	ミリ	電話 075-612-1160 ファクシミリ 075-612-1180
介護	保	険 指	定	2670917562
通常の	事業	の実施は	也域	伏見区役所本所管轄内 (淀学区・淀南学区を除く)

3 事業所の職員体制

	職種		職務内容	人員数	
管	理	者	事業所を代表し、業務の総括の任に当たる。	1名(介護支援専門員兼務)	
介護支援専門員		員	介護保険法に基づく業務を行う。	3名以上	

4 営業時間

	1716 4174							
営		業		日	月曜日から土曜日(祝日含む) 〔日曜日、年末年始は休業〕			
,	営	業	時	間	8時30分~ 17時30分			

但し、営業時間外においても緊急のご相談には応じております。

5 サービスの内容

- ・ 居宅サービス計画の作成
- ・ 居宅サービス事業者との連絡・調整
- ・ サービス実施状況の評価
- 利用者状態の把握

• 給付管理

要介護認定申請に対する協力・援助

相談業務

サービス事業者選択への支援を行うにあたっては、利用者の希望、必要性に反して特定の事業者、法人への 利益誘導を行うことがないよう、その選定または推薦に関しては公正中立に行っています。

利用者は複数のサービス事業者を紹介するよう求めることができます。また、利用するサービス事業者の選定理由についての説明を求めることができます。

6 事業計画、財務内容およびサービス提供記録等の閲覧

当事業所では、利用者および家族ならびにご利用を検討されている方の中でご希望の方に事業計画、財務内容及びサービス提供記録について情報公開を行っております。ご希望の方は、「閲覧希望書」に必要事項を記入し、職員までお申し込みください。閲覧希望書は事務所にありますので、必要な方は職員までお申し付けください。

尚、事務処理中などの都合により、すぐに情報公開できない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

7 利用料金

当事業所の居宅介護支援(居宅サービス計画書の作成・変更、事業者との連絡調整、相談、説明等)の料金については、介護保険の適用を受ける場合、原則として利用者の負担はございません。

_	2. The Trick of the Control of the C					
	井 本 小 人	要介護1, 2	11,620円			
	基本料金	要介護3,4,5	15,097円			
	(十四左)	特定事業所加算 (Ⅱ)	4,504円			
	(加算)	特定事業所加算 (Ⅲ)	3,456円			

下記の加算については、利用者毎の状況によって違ってきます。

初回加算	3,210円
入院時情報連携加算 (I)	2,675円
入院時情報連携加算 (Ⅱ)	2, 140円
退院·退所加算 (I1)	4,815円
退院・退所加算(Ⅰ2及びⅡ1)	6, 420円
退院・退所加算(Ⅱ2)	8,025円
退院・退所加算 (Ⅲ)	9,630円
通院時情報連携加算	5 3 5 円
緊急時カンファレンス加算	2,140円
ターミナルケアマネジメント加算	4,280円

※介護保険適用の場合でも、利用者に保険料の滞納等がある場合には、一旦1ヶ月あたりについて、下記の料金を頂き、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を最寄りの区役所の窓口に提出しますと、後日払戻しとなる場合があります。また、滞納期間によっては全額が利用者のご負担となる場合もあります。

(その他の費用)

内 容	金額	説明	支払方法	
交通費 (実費)	片道1km 毎に 200円	サービス提供実施地域以外の地域に訪問出 張する場合には、実費相当分の交通費が必 要になります。		
申請代行料	無料	要介護認定申請代行にかかる費用については無料です。	お支払いについては、費用負担発生時にご精算して頂きます。	
サービス提供記録 コピー等代金	コピー料金 (1枚あたり) 10円	サービス提供の実施記録を利用者に交付す る場合にコピー料金等の実費負担が必要に なります。		

8 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

9 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、京都府、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

10 守秘義務に関する対策

事業者及び従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。

また、退職後においてもこれらの秘密を保守するべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

11 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

- 12 相談・苦情等について
 - (1) 当事業所は利用者保護支援の観点により以下の通り相談・苦情等を受け付けています。

〈苦情相談受付窓口〉

苦情解決責任者 宮川 哲子

担 当 者 氏 名 熊埜御堂 慎

話 075-612-1160

苦情受付時間 月曜日~土曜日 8時30分~17時30分

(日、年末年始等休業日は受付しておりません)

- (2) その他、当事業所以外に各区役所・京都府国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口に苦情を伝えることができます。
 - ◆ 伏見区役所保健福祉センター健康長寿推進課 電話番号 611-2278
 - ◆ 深草支所保健福祉センター健康長寿推進課 電話番号 642-3101
 - ◆ 京都府国民健康保険団体連合会 電話番号 354-9090
- 13 個人情報の利用について
 - (1) 当事業所で得た個人情報については、これを厳重に管理すると共に、保存の必要性がなくなった時点でこれを速やかにかつ適正に処分します。
 - (2) 当事業所で得た個人情報は下記の目的に限って使用します。
 - 居宅介護支援業務及び介護予防支援業務の遂行
 - ・ サービス担当者会議での情報共有
 - ・ 各サービス担当者及び主治医との情報共有
 - ・ 当事業所内でのカンファレンス、ミーティング
 - 関連学会、研修会での匿名下での発表
 - ・ その他公官庁等の法律法令上の照会時
 - (3)本人に生命の危機等重大な危険が迫っている場合等はこの限りではありません(救急病院への情報伝達など)。
 - (4) 利用目的が変更される場合は、事前に変更事由を説明し、変更届等に同意した上で利用変更します。

私は、事業者より重要事項の説明を受け、サービスの提供を受けることならびにその利用料を支払うことに同意します。また、私ならびに家族の個人情報の利用についても同意します。

囙

令和 年 月 日

契約者 住 所 京都市伏見区

氏 名

身元引受人 住 所

氏 名 印

(契約者との関係)

身元引受人 住 所

氏 名

(契約者との関係)

身元引受人 住 所

氏 名 印

(契約者との関係)

事業者 住 所 京都市伏見区下鳥羽南円面田町122番地

事業者名 社会福祉法人 永山会

説明者名 印